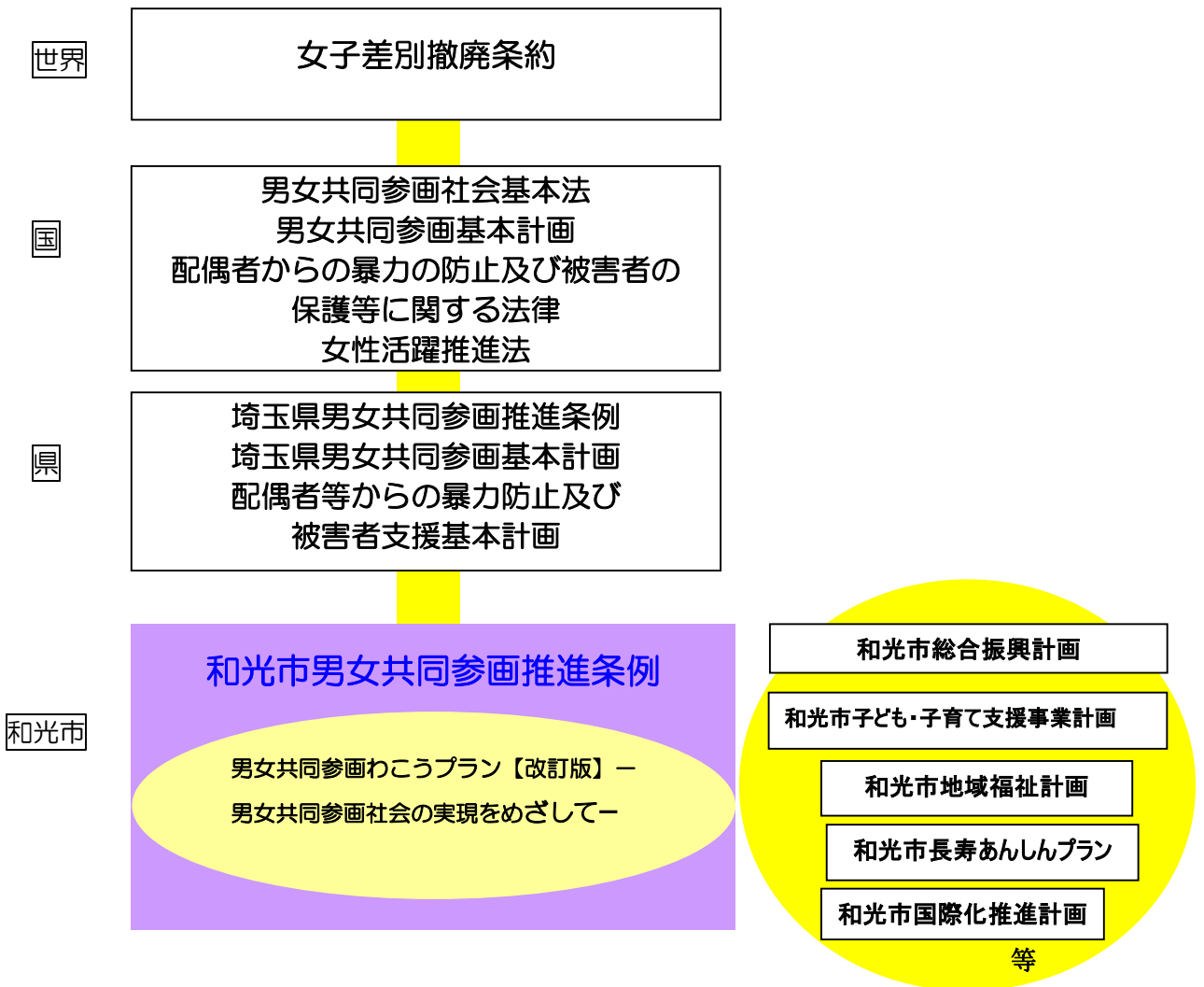


# 第2章 計画の概要

## 1 計画の性格

- (1) この計画は、「和光市男女共同参画推進条例」に規定される「男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画」です。
- (2) この計画は、「女子差別撤廃条約」、「男女共同参画社会基本法」、「男女共同参画基本計画」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、「埼玉県男女共同参画推進条例」、「埼玉県男女共同参画基本計画」、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(埼玉県)」をはじめ、「和光市総合振興計画」、「和光市子ども・子育て支援事業計画」、「和光市地域福祉計画」、「和光市長寿あんしんプラン」、「和光市国際化推進計画」等との整合性を図っています。
- (3) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」及び「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(埼玉県)」に基づく、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」としての位置づけを担っています。
- (4) この計画は、「和光市男女共同参画推進審議会」及び「和光市男女共同参画庁内連絡会議」における審議を中心に、男女共同参画市民意識調査等による市民の意見を反映しています。



## 2 計画の期間

計画の期間は、平成 28 年度（2016 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 5 年間です。  
なお、社会情勢の変化に合わせ、必要に応じて見直しを行います。

## 3 改訂の基本的視点

この計画の改訂に際し、「基本理念」「基本目標」「主要目標及び指標」「施策」については、前計画を継承するとともに、市民意識調査における各項目の達成状況から、施策の実質的効果を把握するための指標（数値目標）を一部見直しました。また、内閣府の「第 3 次男女共同参画基本計画」における主な施策のうち、新設分野である「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」の防災分野を本計画の重点課題のひとつとしました。DV 対策では、DV 防止の啓発と DV 予防教育による DV の発生自体を防止することを強調した内容としました。また、「女性活躍推進法」に基づき策定した「和光市推進計画」を改訂版に盛り込みました。

## 4 指標の設定

施策の実質的効果を把握するため、各主要目標に平成 32 年度（2020 年度）までの指標（数値目標）を定めています。

|                     |                             |              |
|---------------------|-----------------------------|--------------|
| (1) 男女の人権を尊重する意識の浸透 | 社会全体で男女の地位が平等になっていると考える人の割合 |              |
| 平成 22 年度：23.0%      | 平成 26 年度：21.8%              | 平成 32 年度：35% |

|                        |   |              |
|------------------------|---|--------------|
| (2) 性別による固定的な役割分担意識の解消 | 「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識に同感しない人の割合 |              |
| 平成 22 年度：50.4%         | 平成 26 年度：44.5%                          | 平成 32 年度：70% |

|                                 |                             |              |
|---------------------------------|-----------------------------|--------------|
| (3) 男女平等教育の推進                   | 性別による固定的な役割分担意識に同感しない子どもの割合 |              |
| 平成 22 年度：中学校 40.6%<br>小学校 30.8% | 平成 26 年度：50.8%<br>43.5%     | 平成 32 年度：70% |

|   |   |
|---|---|
| (4) 暴力の根絶に向けた意識の浸透                                      | 配偶者や恋人間におけるDVに対する認識の割合                    |
| 平成 22 年度：身体 96.4%<br>性的 84.0%<br>精神的 95.5%<br>経済的 69.8% | 平成 26 年度：94.8%<br>86.7%<br>91.7%<br>81.0% |
|   | 平成 32 年度：100%                             |

|                |                |
|----------------|----------------|
| (5) 相談窓口の充実と周知 | DV 被害を相談した人の割合 |
| 平成 22 年度：30.8% | 平成 26 年度：32.7% |
|                | 平成 32 年度：80%   |

|                         |                 |
|-------------------------|-----------------|
| (6) 被害者支援体制の強化と被害者の自立支援 | DV 被害を受けている人の割合 |
| 平成 22 年度：27.3%          | 平成 26 年度：24.1%  |
|                         | 平成 32 年度：0%     |

|                      |                |
|----------------------|----------------|
| (7) 子育てにおける男女共同参画の推進 | 夫婦で子育てをしている場合  |
| 平成 22 年度：36.5%       | 平成 26 年度：27.8% |
|                      | 平成 32 年度：50%   |

|                               |                         |
|-------------------------------|-------------------------|
| (8) 働く場に置ける男女共同参画の推進          | 男性の育児休業取得へ理解を示す人の割合     |
| 平成 22 年度：女性 53.4%<br>男性 50.5% | 平成 26 年度：60.8%<br>63.3% |
|                               | 平成 32 年度：70%            |

|                    |                        |              |
|--------------------|------------------------|--------------|
| (9) 生涯を通じた生と性の健康支援 | 性感染症の予防方法について知っている人の割合 |              |
| 平成 22 年度：82.7%     | 平成 26 年度：81.2%         | 平成 32 年度：90% |

|                            |                 |              |
|----------------------------|-----------------|--------------|
| (10) 政策や方針の立案・決定の場への男女共同参画 | 審議会等における女性委員の割合 |              |
| 平成 22 年度：33.1%             | 平成 26 年度：34.7%  | 平成 32 年度：50% |

|                      |                    |              |
|----------------------|--------------------|--------------|
| (11) 地域における男女共同参画の推進 | 地域行事に男女共同で参加する人の割合 |              |
| 平成 22 年度：30.4%       | 平成 26 年度：33.7%     | 平成 32 年度：50% |

|                         |                    |              |
|-------------------------|--------------------|--------------|
| (12) 国際社会「平等・開発・平和」への貢献 | 女子差別撤廃条約を知っている人の割合 |              |
| 平成 22 年度：51.3%          | 平成 26 年度：68.4%     | 平成 32 年度：75% |

|                          |                         |              |
|--------------------------|-------------------------|--------------|
| (13) 男女共同参画推進体制の強化と計画の推進 | 和光市男女共同参画推進条例を知っている人の割合 |              |
| 平成 22 年度：32.1%           | 平成 26 年度：67.4%          | 平成 32 年度：75% |

## 5 計画の推進

この計画は、次の5つの機関と連携しながら推進していきます。

- (1) **和光市男女共同参画推進審議会**（知識経験者、関係団体代表者、事業者、公募市民で構成）  
男女共同参画の推進に関する重要事項を調査・審議し、計画の推進を図ります。
- (2) **和光市男女共同参画庁内連絡会議**（各課等の主査級以上の職員で構成）

各関係課等との調整や男女共同参画に関する必要な調査及び検討を行います。また、職員の男女共同参画意識の醸成に努めます。

- (3) **和光市ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク**（各関係機関、関係課等の職員で構成）  
各関係機関が連携し、ドメスティック・バイオレンスの防止並びにその被害者の保護及び自立支援に関する対策を総合的に推進します。
- (4) **男女共同参画わこうプラン推進委員**（公募市民で構成）  
和光市男女共同参画情報紙「おるご〜る」の企画・編集等を通じて、計画の推進を図ります。
- (5) **みんなでわこう男女共同参画ネットワーク**（市民、団体で構成）  
男女共同参画シンポジウムやセミナー等の企画・運営、相互の情報交流等を通じて、計画に基づく施策の推進を図ります。